

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年1月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第51号

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第8条を第12条とし、第2条から第7条までを4条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の4条を加える。

(表彰の方法)

第2条 条例第13条の規定による表彰は、毎年度1回、市長が表彰状を授与して行う。

(被表彰者の選定)

第3条 表彰を受ける特定食品等事業者は、保健センター長が推薦したもののうちから市長が選定する。

2 市長は、前項の選定に際し、必要があると認めるときは、食品等事業者が組織する団体で前項の特定食品等事業者が所属するもの又は消費者団体に意見を求めるものとする。

(表彰の取消し)

第4条 市長は、表彰した年度において、表彰を受けた特定食品等事業者が食品衛生法の規定に違反し、同法の規定に基づく処分を受け、又は罰金以上の刑に処せられたときは、当該年度における表彰を取り消すことがある。

2 表彰の取消しを受けた特定食品等事業者は、授与された表彰状を市長に返還しなければならない。

(表彰の取消し事由の報告)

第5条 保健センター長は、特定食品等事業者が前条第1項に規定する事由に該当すると認めるときは、速やかに市長に報告しなければならない。

附則ただし書中「第2条及び第3条」を「第6条及び第7条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年2月1日から施行する。

(関係規則の廃止)

2 京都市食品衛生に関する優良施設及び功労者表彰選定規則は、廃止する。

(適用区分)

3 この規則による改正後の京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の規定は、平成22年度に行う特定食品等事業者の表彰から適用する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)